

お勤め先の健康保険に加入された方へ

- お勤め先の健康保険の資格取得日または扶養認定日以降に国民健康保険を使用し、医療機関で受診したり、薬局で処方を受けていませんか？
- 受診や処方を受けている場合、至急、医療機関や調剤薬局、整骨院に新しい保険証に変わったことを伝え、保険証を見せてください。
- お勤め先の健康保険の資格取得日または扶養認定日以降に、国民健康保険を使用していた場合、医療費の給付分（保険者負担 7 割または 8 割）を返還していただく場合があります。（※下図参照）

<医療費の仕組み>

自己負担割合 3 割負担の場合（※自己負担は人によって変わります。）

